

不当労働行為は許さない！ 労働組合への支配・介入である 「社員の皆さんへ」を直ちに撤回せよ！

～事実を捻じ曲げ、原因究明を蔑ろにする会社の経営姿勢は改めるべきだ～



労働組合の存在を否定・誹謗中傷し委縮と弱体化を狙った 会社の暴挙は絶対に認められない！

■ はじめに



▲ 3月6日 列車分離し緊急停止したはやぶさ・こまち21号

2025年3月6日、東北新幹線はやぶさ・こまち21号が上野～大宮間で列車が分離する事故が発生しました。これは、2024年9月19日に古川～仙台間で発生した列車分離に続き2度目の事故です。いうまでもなく、あつてはならないことが繰り返し発生しました。団体交渉で会社

は、こまち号の基板（分併制御盤）が1度目に分離した車両のものと同じであり、分併制御盤を載せ替えた事実を認めました。しかし会社は団体交渉直後、あろうことかこの事実を「外に出さないでくれ」と「隠蔽指示」を持ちかけてきました。組合は、この団体交渉の議論経過を組合員に周知するために情報で明らかにした直後、会社は「社員の皆さんへ」で輸送サービス労組を名指して批判し悪宣伝を行いました。

改めて、輸送サービス労組を誹謗中傷した内容で展開されている「社員の皆さんへ」は事実無根であり到底看過できないこと、かつ撤回させるために私たちは新たなたたかいに向けて前進していくことを踏まえ、一連の事実を明らかにします。

「社員の皆さんへ」は原因究明（安全問題）をすり替えた労働組合への誹謗だ！

1. 起きた事実を原因究明し、新幹線の安全輸送を実現するために団体交渉を申し入れ

2度にわたる新幹線列車分離事故後に開催した幹地申第11号団体交渉で、こまち車両の連結器に電気信号を送る基板(分併制御盤)が2024年9月19日に分離事故を起こした車両のものと同じであったこと、すなわち分併制御盤を載せ替えた事実を会社は認めました。組合はこの事実を事前に把握し、団体交渉で会社に事実確認を行いました。しかし、会社はこの事実をなかなか認めようとせず、しどろもどろの回答に終始したためこれでは不誠実であり、このまま団体交渉を続けられないと通告しました。その後中断した後、会社はこの事実を認めました。当初、**会社はこの事実を隠したかった(隠蔽)ものの、組合が団体交渉の場で迫り、最終的に認めさせたのです。**

2. 団体交渉で明らかになったことを「情報化しないでくれ」と懇願?それって隠蔽指示??

団体交渉終了後、会社は組合窓口に対し「運輸安全委員会の調査中であり、分併制御盤を載せ替えた事実は口外しないでほしい」と連日にわたり連絡をしてきました。組合は「公開である団体交渉の議論内容を情報化し、組合員に明らかにすることは何ら問題ない。到底認められない」と会社に通告してきました。さらに会社は「**労働協約に抵触する恐れがある**」などを持ち出しながら「**情報を出さないでくれ**」と懇願してきたため、組合は「**組合掲示について規制してくることは支配介入の不当労働行為だ**」と通告しました。その後、4月7日付け「社員の皆さんへ」で「**運輸安全委員会の調査内容を公にする行為は就業規則15条に抵触する**」いわゆる“**守秘義務**”が記されました。**この一連の会社の行為そのものが“隠蔽指示、なのです。**

3. 事実無根の「社員の皆さんへ」で輸送サービス労組を名指しで批判!

その後、6月2日に朝日新聞が突如「連結分離2事故同じ基板(載せ替え車で再発)」の報道がされました。それを受け、新幹線地本は「2度の新幹線列車分離事故、こまち連結器の「基板」同一と判明」の情報を発行しました。そして6月6日、**輸送サービス労組を名指しで批判し、誹謗中傷した内容の「社員の皆さんへ」を全職場に発出し**「組合は会社からの協力要請を受け入れていたが、労使の確認を反故するばかりではなく、執拗に迫る隠蔽指示が存在」という事実関係を歪曲した喧伝と掲出しました。

4. 「社員の皆さんへ」の撤回を求める団体交渉で、会社の一方的な認識と介入が明らかに

「社員の皆さんへ」の即時撤回を求める幹地申12号団体交渉で組合は「社員の皆さんへ」の文中にある「組合は協力要請を受け入れた」「労使の確認を反故」について、いつ・どこで・だれが受けたのか?の事実関係について会社は「**組合が理解しているものと認識していた**」と回答しました。**これは会社の「一方的な思い込み」であったこと、つまり不確定事実でありながら「社員の皆さんへ」を発出したことが発覚しました。**

- 私たちの主張の根拠**
- ① 事実関係が全く違う。
 - ② 会社が「社員の皆さんへ」を通じて事実を隠そうとしている。
 - ③ 会社が事実を認めず「社員の皆さんへ」を撤回しないこと。
 - ④ 会社の行為は支配介入の不当労働行為であること。

よこて 「社員の皆さんへ」の **撤回** を求めています!

■ 最後 に

会社の一連の行為は「社員の皆さんへ」を通じて労働組合の委縮と弱体化「輸送サービス労組=悪、の悪宣伝を狙った印象操作であること、かつ労働組合への団結権の侵害、支配・介入の不当労働行為であり断じて認められるものではありません。組合は、事実と異なる喧伝を行った「社員の皆さんへ」を即時撤回することを何度も会社に求めましたが、認識一致せず撤回しませんでした。よって会社に「社員の皆さんへ」を撤回させることについて労使での解決は困難と判断し、**組合は今後あらゆる手段を講じて撤回を求めています。**

改めて、新幹線地本はこの会社姿勢に対して一步も引かない、一切妥協しないことを明確にし、新たなたたかいに向けて前進していきます。

事実無根の「社員の皆さんへ」を通じた常軌を逸した一連の会社姿勢は労働組合への「支配・介入」の不当労働行為であり、断じて認められません。

新幹線地本は会社に撤回と謝罪を求めるために新たなたたかいを構築し、大きく前進していきます!